

承認容器として使用する期間の更新に係る審査書
(T N - 9 1 2 1 / B 型, 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構)

原規規発第 2009282 号
令和 2 年 9 月 28 日
原子力規制庁

1 . 審査の結果

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 (以下「申請者」という。) から提出された「承認容器使用期間更新申請書」(令和 2 年 8 月 27 日付け令 02 原機 (P 技) 005 (令和 2 年 9 月 7 日付け令 02 原機 (P 技) 007 をもって一部補正)。以下「申請書」という。) については、審査の結果、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則 (昭和 53 年総理府令第 57 号。以下「規則」という。) 第 2 3 条第 1 項の規定に適合しているものと認められる。

2 . 申請の概要

(1) 輸送容器の名称

T N - 9 1 2 1 / B 型

(2) 承認容器の数

8 基

(3) 更新の理由

容器承認書 (平成 27 年 12 月 18 日付け原規規発第 1512181 号) で承認されている承認容器として使用する期間が令和 2 年 9 月 27 日までとなっているが、今後も高速実験炉「常陽」の新燃料集合体の運搬に使用する予定があるため。

(4) 核燃料輸送物の種類

B M 型核分裂性輸送物

3 . 審査の方針

承認容器として使用する期間の更新に当たっては、規則第 2 3 条第 1 項の規定に基づき、当該輸送容器が承認を受けた設計及び製作の方法に適合するよう維持されていることを確認する。

4 . 審査の内容

申請者は、核燃料輸送物設計変更承認申請書 (平成 26 年 12 月 12 日付け 26 原機 (P 技) 008 (平成 27 年 8 月 7 日付け 27 原機 (P 技) 013 をもって一部補正)) で定め

たとおり、当該輸送容器の性能を維持するために、保管中等の性能維持管理を行うとともに、1年に1回以上(年間の使用回数が10回を超えるものにあつては、使用回数10回ごとに1回以上)の定期自主検査を実施し、その性能が維持されていることを確認したとしている。

原子力規制庁は、申請者が、当該輸送容器の性能を維持するために、1年に1回の定期自主検査を実施し、検査の結果は合格基準を満たしており、その性能が維持されていることを確認したことをもって、当該輸送容器が承認を受けた設計及び製作の方法に適合するよう維持されていることを確認した。